

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
東秩父村	①自立支援・介護予防・重度化防止	出生率の低下と高齢者の死亡増により総人口は減少しているが、高齢化率は40%を超え増加傾向が続いている。増加が予想される高齢者夫婦世帯や独居高齢者が可能な限り自立した生活を継続できるように、介護予防を広く普及させる必要がある。	① 介護予防把握事業において、民生委員からの聞き取りや訪問活動により、基本チェックリスト該当者を把握し、介護予防に取り組めるよう支援する。 ② 介護予防普及啓発事業により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした介護予防教室を実施する。 ③ 地域リハビリテーション活動支援事業により、地域住民が主体となる介護予防の拠点づくりを支援する。	介護予防事業等への参加者の拡大 (参加率の向上)	① 民生委員・児童委員協議会へ出席し、特に介護予防が必要な高齢者について情報の聞き取りを行った。 ② 介護予防普及啓発事業の実施 ・いきいきサロン23回 サロン内で口腔機能向上プログラム実施 ・はつらつクラブ26回 地域別サロンを実施 ・あげはクラブ、いなごクラブ、かたつむりクラブ7回 運動教室を実施 ③ 介護予防サポーター養成講座の実施 9名養成 わしのさと健康体操 10か所(2か所立ち上げ支援、10か所継続支援)	○	① 民生委員への聞き取りや訪問活動により、潜在している対象者を把握し、介護予防の必要性を伝えるとともに、介護予防に取り組めるよう支援する。 ② 運動器の機能向上、口腔機能向上を目的としたプログラムは継続して行い、栄養改善を目的としたプログラムも実施する。 ③ 通いの場の継続支援とともに、参加していない方や参加ができなくなってしまった方を把握し、介護予防に取り組めるよう支援する。
東秩父村	①自立支援・介護予防・重度化防止	平成27年の健康寿命(65歳に健康寿命期間を加算した値)では、男性は埼玉県と同様の値となっていますが、女性は埼玉県の値よりも1.03ポイント低い。このことから、介護予防事業だけでなく、保健センターによる健康づくり事業、住民福祉課や社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業、生活支援ボランティア「東秩父お守り隊」によるボランティア活動、介護保険サービスによる重度化予防と連携することにより、介護を必要とする年齢を引き上げる取り組みを進め、健康寿命の延伸を目指す。 健康寿命(平成27年) 男性 82.59歳、女性 84.02歳 ※65歳に健康寿命期間を加算した値。 健康寿命期間は、65歳から要介護2以上の認定を受けるまでの平均期間(埼玉県資料)	① 保健センターで実施する運動教室に介護予防の要素を取り入れ、若い世代から介護予防意識を高める。 ② 住民福祉課による高齢者福祉事業や社会福祉協議会による単身高齢者を対象とした訪問・通所サービス、生活支援ボランティア「東秩父お守り隊」による生活支援、介護保険サービスの利用により、自立した生活の継続を支援する。 ③ 地域ケア担当者会議にて、関係者間で支援が必要な高齢者についての情報共有および自立支援・重度化防止の視点で支援方針を協議する。	・健康寿命の延伸 目標値 平成32年 男性 83.00歳、女性 85.00歳 平成37年 男性 83.50歳、女性 86.00歳	① 保健センターが実施する運動教室の中で、介護予防の要素を取り入れ、若い世代の参加者へ介護予防の必要性についての意識付けを行った。 ② 住民福祉課による配食サービスや緊急通報システムの設置、社会福祉協議会による単身高齢者を対象とした訪問・通所サービス、生活支援ボランティア「東秩父お守り隊」によるボランティア活動、介護保険サービスの利用等、対象者に合ったサービスを提案し、自立した生活の継続を支援した。 ③ 地域ケア担当者会議にて、関係者間で支援している高齢者についての情報共有や意見交換を行った。	○	① 今後も65歳未満の方や、65歳になったばかりの方へ保健センターの運動教室を通して介護予防の意識付けをすることで、早期から介護予防に取り組めるような流れを作る。 ②、③地域ケア担当者会議にて、介護予防が必要な高齢者の情報を共有し、特に自立支援・重度化防止の視点から必要なサービスや支援方針について協議する。
東秩父村	②給付適正化	高齢化により、被保険者及び要介護認定者数は増加する見込みで、介護給付等に要する費用の増大が見込まれています。そのため、サービスを必要とされる方に必要なサービスを提供できるようにする必要があります。	ケアプラン点検の実施 住宅改修等について全申請分について事前申請によって受付、現地で家屋調査を実施 国保連合会に委託し、医療情報と介護給付実績の突合を実施 介護給付費通知書発送の実施	○ケアプラン点検 1事業所/年 ○住宅改修等の点検 すべての申請で調査実施 ○医療情報との突合・縦覧点検 国保連合会に委託 ○普及啓発事業 介護給付費通知書発送 1回/年	○ケアプラン点検 1事業所/年 ○住宅改修等の点検 すべての申請で調査実施 ○医療情報との突合・縦覧点検 国保連合会に委託 ○普及啓発事業 介護給付費通知書発送 1回/年	○	住宅改修等について、専門職が関与する仕組みが設けられていたため、今後検討が必要である。